

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530012

研究課題名(和文) 国民国家・市民・法の同時的形成と近代法の基礎概念にかんする歴史的研究

研究課題名(英文) Historical Study in Formation of Nation States, Citizen, Law and Basic Concept of Modern Law

研究代表者

波多野 敏 (HATANO, SATOSHI)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：70218486

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究ではアンシャン・レジームの社団国家が、革命のプロセスを経て国民一人一人を基礎とする国民国家へと変貌したが、社団国家の体制が基本的に神によって定められた始原からの歴史的原理によって正当化されるのにたいして、新しい国民国家は、歴史的原理を離れ、「国民の意思」を基盤に正当化されること、法はこうした国民の意思を基礎とした「一般意思」となり、さらに自律した意思を持った「市民」が、「国民の意思」の基盤となるということを明らかにした。そして、革命はすべての人に市民権を認めただけではないが、また、市民から排除された人を市民へと再教育するシステムを作ろうとしていたことも明らかにできた。

研究成果の概要(英文)：We elucidate a process of transformation from corporative state in Ancien Regime to nation state which was established by the French Revolution. This new nation state is constituted based on individuals.

Constitution of corporative state is ultimately based on the principle established by the God. For this corporative state, history is important factor for constitutional legitimacy. But new nation state is based on will of nation which is separated from historical perspective. This will of nation based on wills of autonomous citizens. Law is expression of the general will based on everyone's will. Not every person have status of citizen because of lack of autonomy. French Revolution eliminate dependent persons from citizens, but there are many institutions which made dependent persons autonomous citizens.

研究分野：西洋法制史

キーワード：基礎法学 法制史 西洋法制史 フランス法制史 フランス革命

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 従来フランス革命期の研究は、憲法学をはじめ主に実定法分野からの研究が主流であり、厳密な歴史的方法が適用されているわけではない。また、一般史からはマルクス主義的な社会経済史的アプローチが行われており、法理論は社会経済構造の反映として捉えられるだけで、国家論や法理論そのものについては歴史的に十分に解明されていない。

(2) 法的政治的観点からの議論として、本研究の基礎とできたのは、ミシェル・フーコーの議論である。フーコーの生前の著作にくわえて、近年公刊された講義は、主体形成の問題を詳細に論じており、革命前後の法史研究にも大きな手がかりを与えてくれた。このフーコーの議論や、フランス革命期における法的・政治的主体としての「市民」に関するロザンヴァロンの政治学的研究、フランスでは古典となっているミシェル・ヴィレーの近代法成立論などが重要な基礎となった。

(3) アンシャン・レジームにおける社団国家においては、社団の特権が法システムの基礎となっており、個人はこの社団の構成員として、社団に与えられる特権の反射的な利益を行使する存在であり、自由・平等な法的主体ではない。国民国家を形成するには、社団の構成員であった人間を、自由・平等な法的主体たる「市民」に作り上げることが必要となる。この点については、申請者は平成 20-22 年基盤研究 C「近代国家の動力因としての「生きる権利」の保障にかんする歴史研究」において、革命期の国家が、人々の生存保障を通じて新しい人間主体たる「市民」を構成しようとしていることを明らかにした。

### 2. 研究の目的

以下の(1)から(4)の点を歴史的過程の中で明らかにし、近代法の基礎的な概念を歴史的な文脈の中で再構築する基盤を獲得することが本研究の目的である。

(1) 1789 年 6 月の国民議会設置の布告、8 月の人権宣言は、歴史的に生成されてきた社団の特権を基礎にする社団国家から断絶し

て、自由・平等な個人を基礎にした国民国家を人為的に形成する意思が表現されたものであり、革命はこの民主的な国民国家の形成を主要な課題としたことを明らかにする。

(2) 新しい国民国家の主権者としての市民は、自由な意思を持ちうる存在として考えられたが、これは当然に存在しているのではない。革命期における公教育や扶助制度の整備、刑務所システムの構築などさまざまな施策では、実態としても自由な意思を持ちうる市民を形成することが目指されていたことを明らかにする。

(3) 市民の自由を保障するための一般的合理的法は、国民の一般意思ととらえられる。法は、自由で合理的な市民の意思によって作り出されるものであり、契約・処罰その他個別的行为の意味づけにおいても意思が枢要の位置を占め、人間の意思を中心に新しい国民国家の法秩序が組み立てられるようになる。

(4) 国民全体に共通の法を定め国民国家を完成させることは、革命の中心課題であり、ナポレオンの法典編纂は、国民に共通の市民的法を制定するという革命の課題を達成することであり、革命を仕上げ、新しい国民国家を完成させるものであった。

### 3. 研究の方法

(1) 三部会招集前後のシェイエースの政治的パンフレット、1789年6月の国民議会の設置、8月の人権宣言をめぐる議論などの記録を検討し、さらにその後具体的な政策によってさまざまな社団が廃止されてゆくプロセスを検討する。そのなかで、革命によって社団国家が解体され、国民国家が形成されてゆくプロセスを、理論的制度的側面から明らかにすること、および新たな国家の主権者たる市民には、自律した自由な意思を持つことが求められることを明らかにする。

(2) 革命前に歴史的に形成されてきた慣習法

や王令、教会法など多様な法があったが、革命期には、法は、国民の一般意思として、主権者の意思によって人為的に新しく制定されるものとして観念されたことを明らかにし、こうした法を定める主権者として自由な意思を持った市民を実際に作り出すためのさまざまな施策がとられていることを明らかにする。

(3) (1)(2)の点を明らかにするための基礎的な史料として、Archives parlementaires、Moniteur などの議会議事録を中心に、補足的に革命期に印刷されフランス国立図書館等に所蔵されているパンフレット、フランス国立文書館、フランス各地の県立文書館に保存されている各種史料を利用できた。

#### 4. 研究成果

(1) 1789年5月の三部会の開催から、6月の国民議会設置の布告、7月の立憲議会の発足といった短期間のうちに、フランス国制はアンシャン・レジーム的な社団国家から国民国家へと原理的に変化して行った。国民議会は三部会とは異なるものであるということが国民議会設置の際に強調される。その後、封建制の廃止の決議も、革命前からの歴史的伝統が否定される一つの局面ともなる。そして、なにより人権宣言では国民主権の原理が宣言される。革命前の政体は王政であり、国王に主権があったのに対して、これが国民主権に代わったことが確認された以上、王政という点では継続性があるとしても、革命前の王政からの歴史的伝統を根拠に、国民主権下の王政の制度を正当化することはできなくなり、代わって国制の正当化原理は、国民の意思へと変化してゆく。

(2) こうした中で、「法」もまた、歴史的に形成されてきた慣習法、特権から、国民一人一人の意思を基礎とした「一般意思の表明としての法」に変化し、国民国家形成の基礎として国民すべての共通の法が、国民の意思によって「制定」されることが求められる。もっともこの「国民の意思」を具体的に把握することは必ずしも容易ではない。1789年9月に展開された国王の役割をめぐる議論は、

国民の意思をどう捉えるかという議論でもあり、ムニエやシェイエース、その他と三つの見解が交錯していたが、とりあえずは直接的な国民投票によってこれを把握するという立場が主流となっていた。国民の意思の把握の困難さという問題意識自体が主流となった立場には希薄であり、この問題意識の希薄さが後の恐怖政治などにつながって言った可能性は大きい。

(3) 国民の意思の基礎となるべき市民については、所有または労働に基づいた経済的自律が自律した意思の基盤とされていること、ここから一方で、必ずしもすべての「人」が「市民」となり得たわけではないこと、しかし、他方で「市民」たりえない「人」をいかにして「市民」へと作り替えるかということも革命期の重要な政治的課題となっていたことが明らかにされた。

もっともここで「女性」については、「市民」へと向上する可能性をあらかじめ剥奪されており、ジェンダーの問題を視野に入れてさらに考察を進める必要がある。

(4) 本研究では抽象的なレベルで、以上のような「法」や「市民」の概念は明らかにできたが、これをより具体的な歴史的立法的プロセスに関連させながら詳細に再構成することは今後の課題として残された。本研究の成果を下に、さらに発展的にこうした課題に取り組んで行く予定である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7 件)

波多野敏, ジャン＝ジョゼフ・ムニエの憲法論, 広島法学, 査読無, 37 巻 1 号, 23-59, 2013.

波多野敏, フランス革命における「憲法」の正当性(2・完), 岡山大学法学会雑誌, 査読無, 63 巻 1 号, 77-121, 2013.

波多野敏, フランス革命における「憲法」の正当性(1), 岡山大学法学会雑誌, 査読無, 62 巻 4 号, 623-659, 2013.

波多野敏, 書評:オリヴィエ・ブラン著(辻村みよ子監訳)『オランブ・ドゥ・グージュフランス革命

と女性の権利宣言』, 法制史研究, 査読無, 61号, 333-338, 2012.

波多野敏, フランス革命期の公的扶助制度の形成－公民公会期を中心に(3・完), 岡山大学法学会雑誌, 査読無, 62巻1号, 43-71, 2012.

波多野敏, フランス革命期の公的扶助制度の形成－公民公会期を中心に(2), 岡山大学法学会雑誌, 査読無, 61巻1号, 93-131, 2011.

波多野敏, フランス革命期の公的扶助制度の形成－公民公会期を中心に(1), 岡山大学法学会雑誌, 査読無, 60巻3号, 433-475, 2011.

〔学会発表〕(計 1 件)

波多野敏, フランス革命における「憲法」とその正当性, 岡山公法判例研究会, 岡山大学), 2012年10月27日.

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕  
ホームページ等

招待講演

Introduction du droit occidental et notion de droit au Japon, Cycle de conférences JSPS Strasbourg et MUFJ, 波多野敏, Maison universitaire France - Japon (Strasbourg), 2012.

6. 研究組織

(1)研究代表者

波多野 敏 (HATANO Satoshi)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号: 70218486

(2)研究分担者

( )

研究者番号:

(3)連携研究者

( )

研究者番号: